

当法人の職員が、男女ともに仕事と子育てを両立できるようにするために、職員全員が働きやすい環境をつくる。さらに女性の個性と能力を発揮することができる職場風土を推進すべく、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2. 女性活躍推進法に関する目標

管理職(課長級以上)に占める女性の割合を60%以上に引き上げる。

【対策】

☆平成30年9月より、管理職に対する部下育成のための外部研修の実施、フィードバック。

☆平成30年6月より、管理職による一般職員向け勉強会の実施。

3. 次世代育成支援推進法に関する目標

男性社員の育児休業取得率を計画期間内に7%以上とする。

【対策】

☆平成30年4月より、院内各部の会議等で、男性が育児休業を取りやすい環境づくりとなるよう啓蒙活動を行う。

☆平成30年4月より、育児休業取得の相談窓口の設置を行い、職員に対して相談窓口の利用促進を働き掛ける。

以上